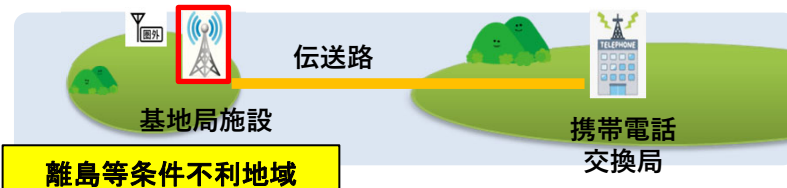


デジタルインフラ整備推進事業

地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や遮へい空間において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助

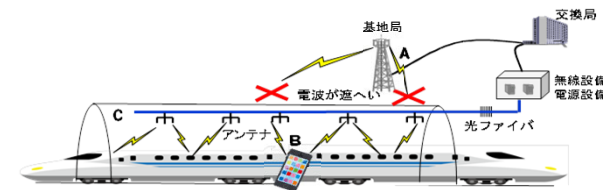
携帯電話基地局の整備加速化



○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費等の一部を補助

トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化

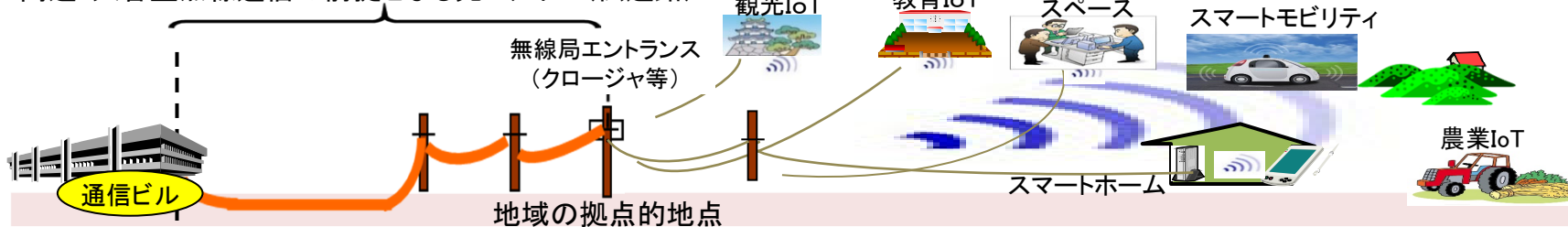


○電波遮へい対策事業

- ・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費の一部を補助

光ファイバの整備加速化

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）



○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

デジタルインフラ整備推進事業 令和8年度予算額 30.0億円 令和7年度補正 31.1億円

消防防災施設整備費補助金（林野分）

林野火災による被害を軽減するため、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）を整備する市町村等に、当該整備事業に要する経費の一部を補助

1 採択要件

林野火災対策を講ずる必要のある地域内の市町村等から採択

2 補助率

（１）一般地域 1／3 以内

（２）振興山村 5. 5／10 以内（財政力指数が0. 44以下の市町村に限る）

3 補助基準額

（１）防火水槽（林野分）

① 有蓋 3, 775 千円

② 無蓋 3, 100 千円

③ 無底 3, 100 千円

（２）救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

計 151, 357 千円

① ヘリコプター離着陸場 59, 318 千円

② 資機材保管等施設 24, 511 千円

③ 空中消火等資機材 12, 439 千円

④ 自家給油施設 55, 089 千円

4 事業主体

（１）防火水槽（林野分）

市町村（指定都市、特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）

（２）救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

地方公共団体

5 創設年度

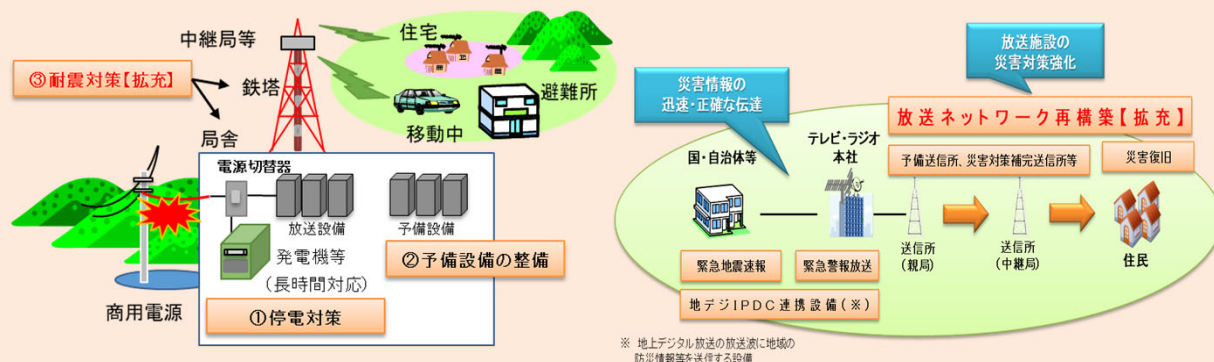
昭和45年度

〔担当課：消防庁防災課〕

放送ネットワーク整備支援事業

- 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、大規模災害時において放送が継続出来るよう、地上波テレビ、ラジオ及びケーブルテレビの放送ネットワークの耐災害性強化を推進するとともに、災害発生後の早期復旧を支援。

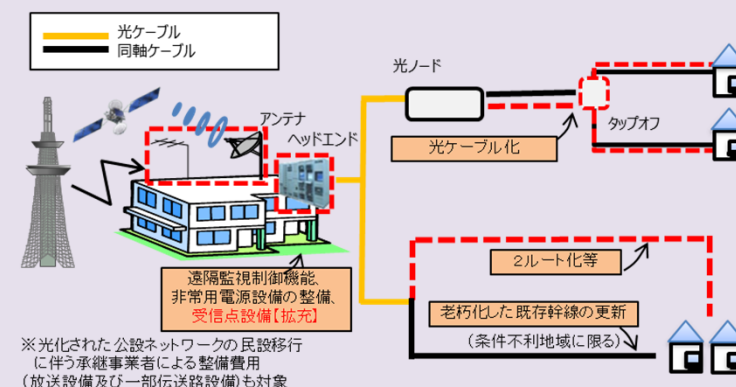
地上基幹放送の耐災害性強化



※このほか、民放ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の環境整備に係る予算が含まれる。

- ・ 災害発生時に放送を継続させるため、南海トラフ地震等を見据え、地上基幹放送の放送局の耐震対策や停電対策等の耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- ・ 放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化のため、予備送信所や災害対策補完送信所等の事業費の一部を補助。
- ・ 更なる放送ネットワークの強靱化に資するため、中継ルートの変更、送信所設備等の災害復旧や、災害情報の迅速・正確な伝達のための設備整備費用の一部を補助。

ケーブルテレビの耐災害性強化



- ・ 災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、ケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- ・ 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。

令和8年度予算額 15.9億円（令和7年度予算額 18.8億円、令和7年度補正予算額 20.2億円）

辺地共聴施設の高度化支援事業

- 山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える
辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

【令和8年度予算額 7. 0億円の内数、令和7年度補正予算額2. 6億円の内数】
(令和7年度当初予算額10. 0億円の内数)

事業イメージ

○ 事業主体

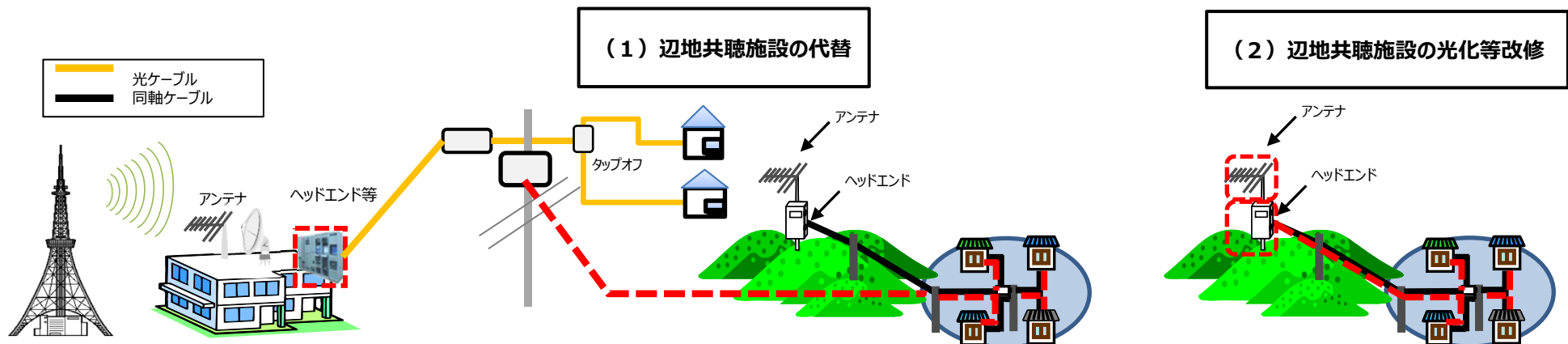
- (1)市町村、放送事業者、電気通信事業者
又はこれらの連携主体
- (2)市町村、市町村の連携主体

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※光化等改修については中継局が廃止にならない地域に限る。
※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

○ 補助率

- (1)辺地共聴施設の代替 : 2/3
- (2)辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2



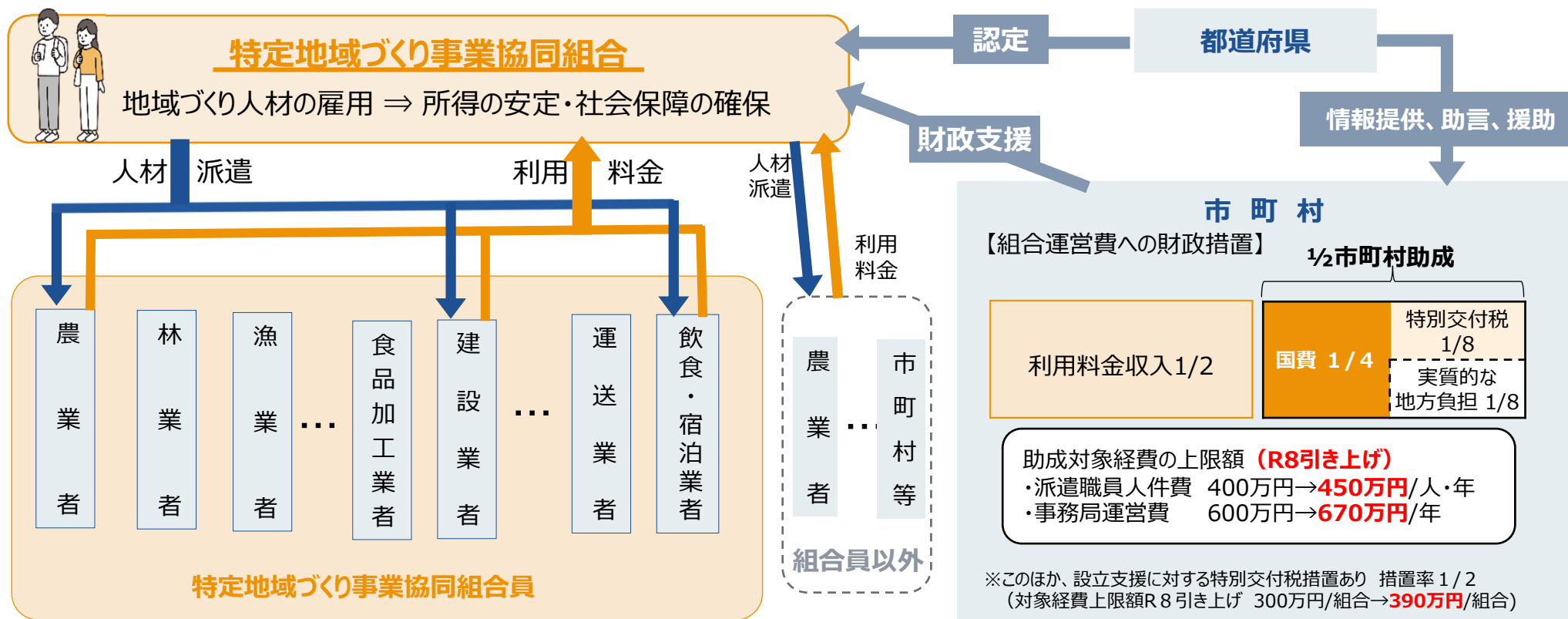
特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額 6.2億円
(R7当初予算額 5.6億円)
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
(員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

特定地域づくり事業の推進（内閣府地方創生推進事務局）

令和8年度予算額 615百万円

（令和7年度予算額 当初予算560百万円、補正予算80百万円）

事業概要・目的

○地域人口の急減に直面している地域においては、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図る必要があります。

○このため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとなるよう、当該組合の安定的な運営を確保するための支援等を行います。

事業イメージ・具体例

○特定地域づくり事業推進交付金

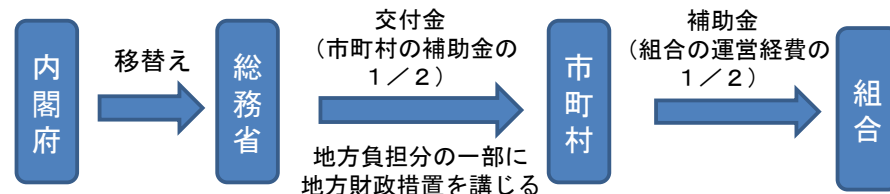
- ・ 特定地域づくり事業協同組合の運営経費の1／2を市町村（市町村及び都道府県とすることも可）が補助します。
- ・ 市町村（市町村及び都道府県とすることも可）の補助のうち、1／2を特定地域づくり事業推進交付金により支援します。

○特定地域づくり事業推進調査費

- ・ 特定地域づくり事業協同組合の活用を促進するための調査等を行います。

資金の流れ

- ・ 内閣府に予算を計上、総務省に移替えの上、総務省で執行



期待される効果

○地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を通じて、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することが期待されます。

地方創生移住支援事業

○地方へのUターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を地域未来交付金により支援。



<資金の流れ>

国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域※2を除く）

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住し、地域の担い手等として、
 - ① **地域の中小企業※3**や**農林水産業等**への就業
 - ② 地域課題の解決を目的とした**起業※4**
 - ③ テレワークにより移住前の業務を継続等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給